

松江市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、再生可能エネルギー発電事業の実施が自然環境、生活環境、景観その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関して必要な事項を定めることにより、市民の生命及び財産を保護するとともに、安全で安心な生活環境を保全し、もって地域と調和した再生可能エネルギー発電事業の適正な導入を促すことを目的とする。

(基本理念)

第2条 本市の自然環境、生活環境、景観その他の地域環境は、市民の長年にわたる努力により保全又は形成されてきたものであり、市民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵みを享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下この条及び第14条において「再エネ特措法」という。)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光をエネルギー源とするものをいう。
- (2) 風力発電設備 再エネ特措法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第2号に規定する風力をエネルギー源とするものをいう。
- (3) 発電事業 太陽光発電設備又は風力発電設備(以下これらを「発電設備」という。)の設置若しくは増設(当該発電設備を設置し、又は増設する目的で行う木竹の伐採、土地の造成等を含む。)を行う事業又は発電設備を用いて発電を行う事業をいう。
- (4) 小規模発電事業 発電事業のうち、発電出力50キロワット未満の太陽光発電設備又は発電出力20キロワット未満の風力発電設備を用いて発電を行うものをいう。
- (5) 中規模発電事業 発電事業のうち、発電出力50キロワット以上の太陽光発電設備又は発電出力20キロワット以上の風力発電設備を用いて発電を行うものをいう。ただし、次号で定める事業に該当するものを除く。
- (6) 大規模発電事業 発電事業のうち、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第2項に規定する第一種事業に該当するものをいう。
- (7) 事業者 発電事業を実施し、又は実施しようとする者をいう。

(8) 事業区域 発電事業を行う一団の土地（発電施設に附属する管理施設等の敷地を含む。）の区域をいう。

(9) 土地所有者等 土地の所有者、占有者又は管理者をいう。

(10) 地域住民等 次に掲げる者をいう。

ア 次に掲げる発電事業の区分に応じ、事業区域の土地境界線からの水平距離が当該各号に定める範囲内の区域（以下「近隣区域」という。）に存する土地又は建物の所有者、占有者又は管理者

(ア) 小規模発電事業の場合 100 メートル

(イ) 中規模発電事業の場合 300 メートル

(ウ) 大規模発電事業の場合 1 キロメートル

イ 近隣区域をその区域に含む町内会・自治会の区域に居住する者

ウ ア及びイに掲げるもののほか、発電事業の実施に伴い生活環境に影響を受けると市長が認める者

（適用除外）

第4条 この条例の規定は、次に掲げる事業については適用しない。

(1) 発電出力の合計が10キロワット未満の発電設備を用いる発電事業

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置する発電設備を用いる発電事業

(3) 国又は地方公共団体が行う発電事業

（市の責務）

第5条 市は、第1条の目的及び第2条の基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるとともに、発電事業の導入等に関する市民の理解を深めるよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、災害を防止し、自然環境、生活環境、景観その他の地域環境に十分配慮し、地域住民等との良好な関係の保持に努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第7条 事業区域の土地所有者等は、適正な土地の管理に努め、事業者の発電事業終了後の撤去及び原状回復の状況を確認するよう努めなければならない。

（禁止区域）

第8条 事業者は、次に掲げる区域（以下「禁止区域」という。）において発電事業を行っては

ならない。

- (1) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された土地
- (2) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項及び第 2 項並びに第 25 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により指定された保安林
- (3) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (6) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項の河川区域、同法第 54 条第 1 項の規定により指定された河川保全区域及び同法第 56 条第 1 項の規定により指定された河川予定地
- (7) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 6 項第 1 号イ及びロに掲げる農地（営農型太陽光発電設備に係る設置事業を実施する農地を除く。）
- (8) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）の敷地、同条第 2 項の規定により指定された国宝（建造物に限る。）の敷地、同法第 57 条第 1 項の規定により登録された有形文化財（建造物に限る。）の敷地及び同法第 109 条第 1 項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の区域
- (9) 島根県文化財保護条例（昭和 30 年島根県条例第 6 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された県指定有形文化財（建造物に限る。）の敷地及び同条例第 31 条第 1 項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の区域
- (10) 松江市文化財保護条例（平成 17 年松江市条例第 173 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された市指定文化財のうち有形文化財（建造物に限る。）の敷地及び記念物の区域
- (11) 松江市伝統的建造物群保存地区保存条例（令和 6 年松江市条例第 90 号）第 3 条第 1 項の規定により決定された伝統的建造物群保存地区
- (12) 松江市景観条例（平成 19 年松江市条例第 37 号）第 7 条の規定により定められた景観計画重点区域
- (13) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項の規定により指定された特別保護地区
- (14) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第 2 条 1 の規定により指定された湿地の区域

- 2 前項の規定は、禁止区域が変更されたことにより事業区域の全部又は一部が禁止区域内にあることとなる前に着手した発電事業には、適用しない。

(事前協議)

第9条 事業者は、第14条第1項の規定による申請をする前に、規則で定めるところにより、事業に関する計画（次条及び第14条第2項において「事業計画」という。）について市長と協議しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し必要な助言又は指導をすることができる。

- 3 市長は、第1項の規定による協議が終了したときは、事業者にその旨を通知するものとする。

(地域住民等への説明)

第10条 事業者は、第14条第1項の規定による申請をする前に、規則で定めるところにより、地域住民等に対し事業計画に関する説明会を実施し、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、説明会を実施する必要がないと市長が特に認めるときは、文書の交付その他の方法による周知をもって説明会の実施に代えることができる。

- 2 事業者は、前項の規定による説明会又は文書の交付その他の方法による周知（以下「説明会等」という。）の実施における地域住民等からの質問に対しては誠実に回答するとともに、意見の申出があったときは、可能な限り尊重し、発電事業に対する理解を得ることに努めなければならない。

- 3 事業者は、説明会等の実施後において、地域住民等から再度説明を求められたときは、地域住民等との間で十分な話し合いの機会を設けなければならない。

(要配慮施設関係者への説明)

第11条 事業者は、近隣区域に次に掲げる施設（以下「要配慮施設」という。）又は要配慮施設が所在する敷地があるときは、規則で定めるところにより、要配慮施設の関係者として規則で定める者（以下「要配慮施設関係者」という。）に対し説明会等を開催し、その結果を市長に報告しなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う事業所及び同法第7条に規定する児童福祉施設
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所、同条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第27項に規定する地域活動支援センター

- (4) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所並びに同法第 2 条第 1 項に規定する助産所
- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設
- (6) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設及び同条第 29 項に規定する介護医療院
- (7) 宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 3 条に規定する境内建物

2 事業者は、説明会等の実施における要配慮施設関係者からの質問に対しては誠実に回答するとともに、意見の申出があったときは、可能な限り尊重し、発電事業に対する理解を得ることに努めなければならない。

（協定の締結）

第 12 条 事業者は、地域住民等又は要配慮施設関係者から要望があったときは、地域住民等又は要配慮施設関係者と生活環境の保全に関する協定を締結するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の協定の締結において、その内容について事業者並びに地域住民等及び要配慮施設関係者に対し必要な助言をすることができる。

3 事業者は、第 1 項の協定を締結したときは、当該協定の写しを市長に提出しなければならない。

（同意）

第 13 条 事業者は、次に掲げる者から発電事業に対する同意を得ることに努めなければならない。

- (1) 事業区域の土地所有者等（土地所有者等が事業者の場合を除く。）
- (2) 事業区域に隣接する土地所有者等（事業区域と隣接する土地との間に幅員 4 メートルを超える道路又は河川がある場合を除く。）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（発電設備の設置許可）

第 14 条 発電設備を設置しようとする事業者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に申請し、許可（以下「設置許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る事業計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。

- (1) 事業区域に禁止区域を含まないこと。
- (2) 地域住民等及び要配慮施設関係者への説明会等並びに質問に対する回答を適切に行っていること。

- (3) 自然環境を著しく害するおそれがないものとして規則で定める基準に適合していること。
- (4) 景観を阻害するおそれがないものとして規則で定める基準に適合していること。
- (5) 反射光、騒音等による近隣住民等の生活環境への被害を防止するための措置その他地域住民等の生活環境を保全するための措置が規則で定める基準に適合していること。
- (6) 防災上必要な措置が規則で定める基準に適合していること。
- (7) 造成を行う場合、規則で定める基準に適合していること。
- (8) 雨水排水施設等が規則で定める基準に適合していること。
- (9) 道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないものとして規則で定める基準に適合していること。
- (10) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、再エネ特措法その他関係法令の基準に適合していること。
- (11) 事業者（法人の場合は、その代表者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（変更の許可）

第 15 条 設置許可を受けた事業者（以下「許可事業者」という。）は、当該設置許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、規則に定めるところにより、市長に申請し、許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第 10 条から第 13 条まで及び前条第 2 項の規定は、前項の変更許可について準用する。

3 許可事業者は、第 1 項ただし書の軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（許可の取消し）

第 16 条 市長は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、設置許可又は変更許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。
- (2) 設置許可を受けた日（変更許可を受けた場合にあっては、当該変更許可を受けた日）から起算して正当な理由なく 1 年を経過した日までに発電設備を設置し、又は変更する工事に着手しなかったとき。
- (3) 前条第 1 項の規定に違反して設置許可の内容を変更したとき。
- (4) 第 28 条の規定による命令に従わなかったとき。

（標識の設置）

第 17 条 許可事業者は、設置許可を受けた日から起算して 7 日以内に、事業区域内の道路等に面した公衆から見えやすい場所に氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

2 許可事業者は、前項の標識の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の標識を設置しなければならない。

3 許可事業者は、第 1 項の規定により標識を設置したとき、又は前項の規定により内容を変更したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(工事着手の届出)

第 18 条 許可事業者は、設置許可又は変更許可を受けて発電設備を設置又は変更する工事に着手するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(工事完了等の届出)

第 19 条 許可事業者は、前条の規定による届出をした工事を中止し、再開し、又は完了したときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(維持管理)

第 20 条 事業者は、災害の防止及び自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全に支障が生じないように、発電設備及び事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持管理しなければならない。

2 事業者は、事故又は災害により事業区域の周辺地域において自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全に支障が生じたとき、又は支障が生じるおそれがあるときは、直ちに状況の確認及び被害の発生防止又は拡大防止のために必要な措置を行い、速やかに市長に報告するとともに、地域住民等に説明しなければならない。

3 事業者は、発電事業を終了するまでの間、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、発電設備の維持管理及び解体、その解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理に要する費用を確保しなければならない。

4 事業者は、発電設備の事故又は災害に対する措置に充てる費用について、損害保険の加入に努めなければならない。

5 事業者は、発電設備の常時監視のための体制及び異常発生時の緊急対応のための体制を構築しなければならない。

6 事業者は、苦情若しくは紛争が生じたとき、又は事故や災害等が発生したときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決するとともに、再発防止のための措置を講じなければならない。

(定期報告)

第 21 条 事業者（小規模発電事業を行う者を除く。）は、発電設備の設置が完了した後は、規則で定めるところにより、毎年度、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 前年度の事業区域及び発電設備の維持管理状況
- (2) 前年度の発電事業に係る運営状況
- (3) 前条第 3 項に規定する費用の積立状況

2 前項の規定による報告は、発電事業が終了した後、発電設備の撤去及び廃棄が完了するまで行わなければならない。

（地位の承継）

第 22 条 事業者が発電事業の全部を譲渡し、又は事業者について相続、合併若しくは分割（当該発電事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該発電事業の全部を承継した法人（この条において「譲受者等」という。）は、事業者の地位を承継する。

2 事業者は、発電事業の全部を譲渡し、又は合併若しくは分割によりその地位を承継させようとするときは、その地位を承継させる前に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 発電事業の相続人は、相続によりその地位を承継した日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

4 譲受者等となる者（相続によりその地位を承継する者を除く。以下同じ。）は、第 2 項の規定による事業者の届出後、譲受者等となる前に、地域住民等に対し地位の承継に関する説明会等を実施し、その結果を市長に報告しなければならない。

5 譲受者等となる者は、近隣区域に要配慮施設又は要配慮施設が所在する敷地があるときは、譲受者等となる前に、要配慮施設関係者に対し地位の承継に関する説明会等を実施し、その結果を市長に報告しなければならない。

6 譲受者等となる者は、前 2 項の説明会等の実施における地域住民等又は要配慮施設関係者からの質問に対しては誠実に回答するとともに、意見の申出があったときは、可能な限り尊重し、事業者の地位を承継する発電事業に関する理解を得ることに努めなければならない。

7 譲受者等は、事業者が第 12 条第 1 項の規定による協定を締結していた場合は、当該協定の効力を承継する。

（発電事業の終了）

第 23 条 事業者は、発電事業を終了し、発電設備を撤去しようとするときは、事業を終了する

30 日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、発電事業を終了したときは、事業区域の原状回復に努め、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令に基づき適切に処理するとともに、発電設備の撤去及び廃棄が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による届出があったときは、市長が指定する職員に現地確認を行わせるものとする。

（報告の徴収）

第 24 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入調査）

第 25 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に事業者の事業所若しくは事務所又は事業区域その他発電事業を行う場所に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（助言及び指導）

第 26 条 市長は、事業区域及び事業区域の周辺地域の災害の防止又は自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全のため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な助言又は指導をすることができる。

（勧告）

第 27 条 市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第 9 条第 1 項の規定による協議をせず、又は虚偽の内容で行った者
- (2) 第 14 条第 1 項の設置許可を受けないで、発電設備を設置する者
- (3) 第 15 条第 1 項の変更許可を受けないで、第 14 条の設置許可の内容を変更して発電設備を設置する者
- (4) 第 14 条第 1 項の設置許可又は第 15 条第 1 項の変更許可の内容に適合しない発電設備を用いて発電事業を行う者
- (5) 第 17 条第 1 項の標識を設置しない者

- (6) 第 18 条、第 19 条、第 22 条第 2 項及び第 3 項並びに第 23 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (7) 第 20 条第 1 項に違反して、発電設備又は事業区域の適正な維持管理を怠り、周辺地域に損害を与えた者又は損害を与えるおそれがある者
 - (8) 第 20 条第 2 項の規定による必要な措置を行わず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
 - (9) 第 20 条第 3 項の発電設備の維持管理及び解体、その解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理に要する費用を確保しなかった者
 - (10) 第 20 条第 5 項の常時監視のための体制及び異常発生時の緊急対応のための体制を構築しなかった者
 - (11) 第 20 条第 6 項に違反して、苦情若しくは紛争が生じたとき、又は事故や災害等が発生したときに自己の責任において誠意をもってこれを解決せず、又は再発防止のための措置を講じなかった者
 - (12) 第 21 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (13) 第 25 条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、忌避し、質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者
- (措置命令)

第 28 条 市長は、前条に規定する勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第 29 条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、その者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事業所の所在地）並びに当該命令の内容を公表するものとする。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されることとなる者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国及び島根県への報告)

第 30 条 市長は、前条第 1 項の規定による公表を行ったときは、当該公表の事実及び内容を国及び島根県へ報告することができる。

(委任)

第 31 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置している又は設置の工事に着手した発電設備（以下「既存設備」という。）については、第 8 条から第 14 条までの規定は適用しない。
- 3 既存設備に対する第 15 条、第 18 条及び第 19 条の規定の適用については、施行日に当該既存設備の設置に係る設置許可があったものとみなす。

(既存設備の届出)

- 4 既存設備を用いて発電事業を行う者（次項において「既存事業者」という。）は、施行日から令和 7 年 12 月 1 日までの間に、規則で定めるところにより、当該既存設備について市長に届け出なければならない。

(既存事業者の標識の設置)

- 5 既存事業者は、施行日から令和 7 年 12 月 1 日までの間に、事業区域内の道路等に面した公衆から見えやすい場所に氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。